

No	日付	資料	ページ等	コメント内容	コメント対応	回答日	完了
1	7月24日	技術評価書	37	技術評価書2.3.1(2)現状保全(P37)で、コンクリートの強度低下については定期的に屋内のコンクリート表面のひび割れなどの目視確認を行い、強度に支障をきたす可能性のあるような有意な欠陥がないことを確認したとしている。熱による強度低下について、目視確認の結果(補修の有無を含む)が熱に起因するものか関係性(可能性)を整理し補足説明資料に示すこと。目視確認では熱に起因すると判断されるひび割れを確認できない場合は、その旨を補足説明資料に示すこと。	目視点検では熱に起因すると考えられるひび割れ等の劣化が確認されていない旨を補足説明資料に追記する。 [補足説明資料 P.18]	9月15日	9月15日
2	7月24日	技術評価書	37	技術評価書2.3.1(2)現状保全(P37)で、コンクリートの強度低下については定期的に屋内のコンクリート表面のひび割れなどの目視確認を行い、強度に支障をきたす可能性のあるような有意な欠陥がないことを確認したとしている。放射線による強度低下について、目視確認の結果(補修の有無を含む)が放射線に起因するものか関係性(可能性)を整理し補足説明資料に示すこと。目視確認では放射線に起因すると判断されるひび割れを確認できない場合は、その旨を補足説明資料に示すこと。	目視点検では放射線照射に起因すると考えられるひび割れ等の劣化が確認されていない旨を補足説明資料に追記する。 [補足説明資料 P.20]	9月15日	9月15日
3	7月24日	技術評価書	14	技術評価書表2.1-2(P14)の各産地における粗骨材及び細骨材について、2.2.3(1)aで1985年にモルタルバー法(ASTM C227)によるアルカリ骨材反応の反応性試験を実施したとしている。新規制基準後に設置したコンクリート構造物のコンクリートの骨材に対する反応性試験の結果を補足説明資料に示すこと。	新規制基準後に設置したコンクリート構造物のコンクリートの骨材に対する反応性試験の結果を補足説明資料に追記する。 [補足説明資料 別紙14 P.14-1,14-2]	9月15日	9月15日
4	7月24日	補足説明資料	21	中性化による強度低下の評価点について、3, 4号炉の特別点検の結果を踏まえて選定しているのか、説明すること。	特別点検の実測値が最大であった箇所を評価点として選定している旨がわかるように、補足説明資料の記載を充実する。 [補足説明資料 P.21]	9月15日	9月15日
5	7月24日	補足説明資料	24	塩分浸透の特別点検の強度試験の結果を示すこと。具体的には、P20において中性化に関する強度試験結果を示しているのと同様に記載すること。	塩分浸透の評価点付近における強度試験の結果を補足説明資料に追記する。 なお、P.20に記載しているのは放射線照射の評価点近傍における強度試験結果であるため、中性化深さの評価点付近における強度試験結果をあわせて補足説明資料に追記する。 [補足説明資料 P.22,24]	9月15日	9月15日
6	9月15日	概要説明資料	14	アルカリ骨材反応の反応性試験について、化学法やコンクリートバー法を実施している旨を追記すること。	化学法やコンクリートバー法を実施している旨を追記する。 [概要説明資料 P.14]		
7	9月15日	概要説明資料	17	温度分布解析結果についてのグラフの横軸について、マスキング要否を確認すること。	1次遮蔽壁の厚さについては、核物質防護の観点から非公開としている。		

高浜3, 4号炉 高経年化技術評価に係る審査コメント反映整理表(コンクリート)

No	日付	資料	ページ等	コメント内容	コメント対応	回答日	完了
8	9月15日	概要説明資料	21	鉄筋が腐食し始める時の中性化深さの数値に関する説明を補足説明資料に追記すること。	鉄筋が腐食し始める時の中性化深さの数値に関する説明を補足説明資料に追記する。 [補足説明資料 P.22]		
9	9月15日	概要説明資料	23, 24	1・2号炉の構造物の経過年数について、1・2号炉の運用開始後の経過年数についての記載を追加すること。	1・2号炉の運用開始後の経過年数がわかるように説明を追記する。 [概要説明資料 P.21, 23, 24]		
10	9月15日	概要説明資料	29	1次遮蔽壁の炉心領域部やRVサポート直下部について、目視確認ができない範囲があるが、一次遮蔽壁の外側から確認している旨を補足説明資料に追記すること。	目視確認ができない範囲がある旨を補足説明資料に追記する。 [補足説明資料 P.18, 20]		
11	9月15日	概要説明資料	38, 39	中性子線量やガンマ線量について、評価結果が30年目と比べて増減している理由を詳細に説明すること。	補足説明資料の別紙18 (T4:別紙19)を追加し記載する。 審査資料P.38、39を修正する。 [補足説明資料 別紙18 (T4:別紙19)] [概要説明資料 P.38, 39]		